

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」の公布及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表について

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」の公布（添付資料1）及び「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」の公表（添付資料2）についてお知らせします。

1. 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令」について

(1) 背景

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成5年条約第7号。以下「バーゼル条約」という。）の附属書の一部が令和元年9月24日に改正され、令和3年1月1日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号）について、改正を行うものである。

(2) 内容

添付資料1のとおり

(3) 施行期日

令和3年1月1日

2. 「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」について

(1) 背景

バーゼル条約の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議された。具体的にどのようなプラスチックが、規制対象に該当するかを適切に判断するため、判断基準を策定する。

(2) 判断基準の内容

添付資料2のとおり

(3) 適用時期

令和3年1月1日

添付資料

[添付資料1 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令 \[PDF 142 KB\]](#)

[添付資料2 プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準 \[PDF 1.2 MB\]](#)

連絡先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

代表 03-3581-3351

直通 03-5501-3157

課長 神谷 洋一 (内線 6871)

課長補佐 山王 静香 (内線 7852)

担当 大原 光司 (内線 6959)

○環境省令第二十四号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月一日

環境大臣 小泉進次郎

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第三	一・二	(略)	改 正 後
	三		
別表第三	一・二	(略)	改 正 前
	三		
<p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一 次に掲げるプラスチックのくず</p> <p>イ 次に掲げるプラスチックのくずであつて、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限り。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの</p> <p>(1) 主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず</p> <p>(i) ポリエチレン（別名PE）のくず</p> <p>(ii) ポリプロピレン（別名PP）のくず</p> <p>(iii) ポリスチレン（別名PS）のくず</p> <p>(iv) アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ABS）のくず</p> <p>(v) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず</p> <p>(vi) ポリカーボネート（別名PC）</p>		<p>B三〇</p> <p>一一</p>	
<p>有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であつて次に掲げる物</p> <p>一 次に掲げる固形状のプラスチック又はこれらの混合物であつて、再生利用するために調製されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）</p> <p>イ 重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくずであつて次に掲げる物</p> <p>(1) エチレンの重合体のくず</p> <p>(2) スチレンの重合体のくず</p> <p>(3) ポリプロピレンのくず</p> <p>(4) ポリエチレンテレフタレート（別名PET）のくず</p> <p>(5) アクリロニトリルの重合体のくず</p> <p>(6) ブタジエンの重合体のくず</p> <p>(7) ポリアセタールのくず</p> <p>(8) ポリアミドのくず</p> <p>(9) ポリブチレンテレフタレート（別名PBT）のくず</p> <p>(10) ポリカーボネートのくず</p> <p>(11) ポリエーテルのくず</p> <p>(12) ポリ硫化フェニレンのくず</p>		<p>B三〇</p> <p>一〇</p>	

- のくず
- (vii) ポリエーテルのくず
- (viii) (i)から(vii)までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
- (2) 主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のみから成るプラスチックのくず
- (i) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
- (ii) フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
- (iii) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
- (iv) エポキシ樹脂のくず
- (v) アルキド樹脂のくず
- (vi) (i)から(v)までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず
- (3) 主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）
- (i) パーフルオロエチレンープロピレン（別名FEP）のくず

- (13) アクリルの重合体のくず
- (14) アルカン（炭素数が十から十三までのものであって可塑剤であるものに限る。）の重合体のくず
- (15) ポリウレタンのくず（クロロフルオロカーボン類を含まないものに限る。）
- (16) ポリシロキサン（別名シリコーン）のくず
- (17) ポリメチルメタクリラートのくず
- (18) ポリビニルアルコールのくず
- (19) ポリビニルブチラールのくず
- (20) ポリビニルアセタート（別名酢酸ビニル樹脂）のくず
- (21) (1)から(20)までに掲げる物以外の重合体又は共重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず
- ロ 樹脂又は縮合体のくずであって次に掲げる物（硬化されたものに限る。）
- (1) 尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
- (2) フェノールホルムアルデヒド樹脂（別名フェノール樹脂）のくず
- (3) メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
- (4) エポキシ樹脂のくず

<p>(ii) パーフルオロアルコキシアルカ ンのくず (テトラフルオロエチレ ンパーフルオロアルキルビニル エーテル (別名 PFA) 及びテト ラフルオロエチレンパーフルオ ロメチルビニルエーテル (別名 M FA) を含む。)</p> <p>(iii) ふっ化ポリビニル (別名 PVF) のくず</p> <p>(iv) ふっ化ポリビニリデン (別名 P VDF) のくず</p> <p>ロ ポリエチレン (別名 PE)、ポリプロ ピレン (別名 PP) 又はポリエチレンテ レフタレート (別名 PET) のみから成 るプラスチックのくずの混合物であつて 、別表第一の二の項第三号に掲げる処分 作業 (再生利用するために調製されたも のに限る。) が予定され、かつ、ほとん ど汚染されていないもの</p> <p>二〃四 (略)</p> <p>五 次に掲げる繊維のくずであつて、再生利 用するために調整されたもの (次に掲げる 物以外の物が付着し、又は混入しているも のを除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>B 三〇</p> <p>三〇</p>
---	----------------------------------

<p>(5) アルキド樹脂のくず</p> <p>(6) ポリアミドのくず</p> <p>ハ 製造されてから輸出又は輸入されるま での間、使用されたことがないふっ素化 重合体のくずであつて次に掲げる物</p> <p>(1) パーフルオロアルコキシアルカン のみから成るくず</p> <p>(2) パーフルオロエチレンプロピレ ン (別名 FEP) のみから成るくず</p> <p>(3) テトラフルオロエチレンパーフ ロプロピルビニルエーテル (別 名 PFA) のみから成るくず</p> <p>(4) テトラフルオロエチレンパーフ ロメチルビニルエーテル (別名 MFA) のみから成るくず</p> <p>(5) ポリふっ化ビニル (別名 PVF) のみから成るくず</p> <p>(6) ポリふっ化ビニリデン (別名 PV DF) のみから成るくず</p> <p>二〃四 (略)</p> <p>五 繊維のくずであつて次に掲げる物</p>	<p>(略)</p> <p>B 三〇</p> <p>三〇</p>
---	----------------------------------

備考	四	1・2 (略)	(略)	別表第四	一・二 (略)	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む おそれのある物 一〇二十 (略)	(略)	備考	四	1・2 (略)	(略)	イ 絹のくず (操糸に適しない繭、糸くず 又は反毛した繊維を含む。) であつて次 に掲げる物 (1)・(2) (略)	六〇十八 (略)	ロ〇ワ (略)	(略)

備考	四	1・2 (略)	(略)	別表第四	一・二 (略)	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含む おそれのある物 一〇二十 (略)	(略)	備考	四	1・2 (略)	(略)	イ 再生利用するために調整された絹のく ず (操糸に適しない繭、糸くず又は反毛 した繊維を含む。) であつて次に掲げる 物 (絹のくず以外の物が付着し、又は混 入しているものを除く。)	六〇十八 (略)	ロ〇ワ (略)	(略)

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準

1. 目的

2019年4月29日から5月10日にかけて開催された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の第14回締約国会議（COP14）において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の改正が決議されました。改正附属書の効力が生ずる2021年（令和3年）1月1日以降は、バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際に、事前に輸入国の同意が必要となります。

規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されています。しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなります。本判断基準は、バーゼル条約及び同条約を担保している特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づいてプラスチックの輸出を行う際に、当該プラスチックが規制対象に該当するか否かを適切に判断することができるようにすることを目的とします。

2. 本基準による判断の対象

改正附属書において、プラスチックの廃棄物は附属書Ⅱ（Y48）、附属書Ⅷ（A3210）、附属書Ⅸ（B3011）の3区分に分類されており、附属書Ⅱ（Y48）は、全てのプラスチックの廃棄物から、附属書Ⅷ（A3210）と附属書Ⅸ（B3011）に該当するプラスチックの廃棄物を除いたものという構成になっています。このうち、附属書Ⅷ（A3210）については、「附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）」とされており、他の有害廃棄物の定義の仕方と同様であることから、従来通りの方法で判断を行うことが可能です。他方、附属書Ⅸ（B3011）については、「環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの」等とされており、具体的にどのようなプラスチックが該当するかは、各条約締約国の条文の解釈によるところとなります。ついては、本判断基準によって、規制対象外である附属書Ⅸ（B3011）に該当するプラスチックを明らかにすることで、規制対象である附属書Ⅱ（Y48）との境界線を明らかにします。

3. 本基準の適用時期

2021年（令和3年）1月1日以降に輸出入が行われるプラスチックに適用されます。なお、本基準は、他国のプラスチックの輸入規制の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4. 該非判断基準

附属書IX (B3011) では、複数のプラスチック樹脂の混合がないものと、複数のプラスチック樹脂 (PE、PP、PET) の混合があるものに分けて規定されていることから、本該非判断基準もこの規定に沿って以下のとおり定めます。

(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

原則として下記のA～Dの条件を全て満たすものを、規制対象外 (B3011) とします。

- | |
|----------------------------|
| A : 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと |
| B : プラスチック以外の異物が混入していないこと |
| C : 単一のプラスチック樹脂で構成されていること |
| D : リサイクル材料として加工・調整されていること |

なお、規制対象外であるためには、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

<規制対象外となるプラスチックの具体例>

①ペレット状のプラスチック



②フレーク状又はフラフ状かつ、ほとんど無色透明又は単一色*のプラスチック



※ 無色透明又は単一色ではない、ミックスカラーのフレーク状又はフラフ状のプラスチックは、汚れの付着や異物の混入の有無を外見から確認することが困難であるため、規制対象外となるためには原則として無色透明または単一色であることが必要です。他方、選別の過程で他のプラスチック樹

脂等との多少の混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上でほとんど無色透明又は単一色であれば、規制対象外とします。ただし、製品の製造工程から排出されるフレーク状又はフラフ状のプラスチックであれば、ミックスマスカラーであっても規制対象外とします。

③製品の製造工程等から排出されるシート状、ロール状、又はベール状*のプラスチック



※ ベール状のプラスチックは、内容物が均質な軟質プラスチック（製品の梱包等に使用されたフィルム、シート等）であり、かつ輸送の過程でプラスチックに汚れがつかないように、外側が透明なフィルム等で覆われているものに限定されます。

④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）



ただし、①～④であっても、何らかの理由により汚れの付着や異物の混入があれば、「規制対象外」とはなりません

＜製品の製造工程以外で発生するプラスチックの規制対象外の判断例＞

規制対象外



規制対象



＜使用済み家電由来のプラスチックの規制対象外の判断例＞

規制対象外



規制対象



(2) 複数のプラスチック樹脂 (PE、PP、PET) の混合があるものの該非判断基準

ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのボトル、キャップ、ラベルの混合物を想定した規定となっています。判断基準としては、原則として下記のA～Cの条件を全て満たすものを規制対象外 (B3011) とします。

- | |
|--|
| <p>A : 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと</p> <p>B : 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと</p> <p>C : 裁断され、フレーク状になっていること</p> |
|--|

なお、規制対象外であるためには、A～Cの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

また、PE、PP、PETの混合物は、輸入国における環境汚染の防止及び日本国内でのリサイクルペットボトルの品質目標との整合を図ることに鑑み、輸出される場合は、国内でそれぞれ分別され、可能な限り単一のプラスチック樹脂として輸出されることが望ましいと言えます。加えて、日本国内で生産されているペットボトルのラベルには、外見で判別できないものの、条約で規定されている3種類のプラスチックの他に、ポリスチレン (PS) が使用されていることが多く、条約上、ポリスチレン (PS) が混合している場合は規制対象となるため、実際に規制対象外となるためには、ラベルも取り除かれていることが必要となります。他方、国内で一般的に行われている選別の過程においても、わずかなラベルの混合は避けがたく、また混合していても環境上適正な方法でリサイクルすることは可能であるため、選別工程を経た上で、わずかな混合であれば規制対象外とします。

＜ペットボトル由来のプラスチックの規制対象外の判断例＞

規制対象外



規制対象



写真提供：パナソニックETソリューションズ株式会社、株式会社パナ・ケミカル

参考1 該非判断基準策定に当たって勘案した点

(1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

① 輸入国における環境汚染の防止について

途上国に輸出されたプラスチックのリサイクル過程において、洗浄時の排水による水質汚濁等が引き起こされる可能性が指摘されている。また、プラスチック以外の異物が混入していた場合に、選別後の残さが不法投棄されるおそれもある。したがって、このような処理がされる可能性があるプラスチックについては、バーゼル法の規制対象であることを明確化し、途上国における環境の汚染を防止する必要がある。

＜リサイクル施設から放流される未処理の排水/
リサイクルに適さないプラスチックの投棄の例＞



② 過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合

環境省及び経済産業省は、2012年7月に廃ペットボトルの不適正な輸出の防止のための通知を发出しており、その中で適正な廃ペットボトルの輸出の条件について記載している。廃ペットボトルの判断基準を定める際には、この内容との整合について考慮する必要がある。

＜2012年7月26日付け「廃PETボトルの不適切な輸出の防止について
(再徹底のためのお知らせ)」(抜粋)＞

- ・ 生ごみ等の分別されていない家庭ごみが少量でも混入していないこと
- ・ 再生利用ができるような分別、洗浄、裁断等が行われていること
- ・ 分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと
- ・ 洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であること
- ・ 裁断についての大きさは問わないこと

URL : https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/re_exp_pet.pdf

③ 国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

(公財)日本容器包装リサイクル協会は、「令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」において、国内のリサイクル業者が市町村から引き取るペットボトルの品質の目標を定めている。ペットボトルの判断基準を定める際には、この国内のリサイクル規準との整合についても考慮する必要がある。

＜令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン＞
 (ペットボトルのリサイクルに関する項目抜粋)

リサイクルに影響を与える項目	参考値
キャップ付きPETボトル	10%以下
容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
中身が残っているPETボトル	1%以下
テープや塗料が付着したPETボトル	なし
異物の入ったPETボトル	なし

URL : https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/gather/r02/07_.pdf

(2) プラスチック輸出の円滑な運用の確保

①各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止

近年、中国や東南アジア諸国においてプラスチックの輸入規制が強化される傾向にある。多くの場合、「汚れ」※、「異物の混入」、「素材の単一性」及び「加工の程度」に関する基準を設けている。本輸入規制については、輸入国の国内法により措置されるものであり、バーゼル条約の規制対象と必ずしも整合するわけではないが、本輸入規制基準を満たさずに日本から輸出した場合、輸入国からシップバックされる可能性がある。シップバックされた場合には、その費用は輸出者が負担することとなる。ついては、これらの国の輸入規制基準と乖離が出ないように、バーゼル法の規制対象の該非判断基準を定め、シップバックを防止する必要がある。

※「汚れ」の他に、再生ペレットの色や形状等を規定したり（中国）、再生資源として直接利用される物の輸入のみに限定する場合（ベトナム、インドネシア、タイ）もある。

＜シップバックの対象となったプラスチックの例＞



②税関における水際対策の実効性の確保

水際対策を担う税関の職員等が、バーゼル法の該非について容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準とする必要がある。

＜税関での確認の様子＞



参考2 プラスチックの廃棄物に関するバーゼル条約改正附属書の内容

附属書II

Y48 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの
- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの

附属書VIII

A3210 附属書IIIの特性を示す程度に、附属書Iに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）

附属書IX

B3011 プラスチックの廃棄物

- 次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの

主として一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン (PE)

ポリプロピレン (PP)

ポリスチレン (PS)

アクリロニトリルブタジエンスチレン (ABS)

ポリエチレンテレフタレート (PET)

ポリカーボネート (PC)

ポリエーテル

主として一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）

パーフルオロエチレン-プロピレン (FEP)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレン-パーフルオロアルキルビニルエーテル (PFA)

テトラフルオロエチレン-パーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)

ふっ化ポリビニル (PVF)

ふっ化ポリビニリデン (PVDF)

- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの